令和3年6月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和3年6月8日
（２）事業者の氏名又は名称	百年交通株式会社（法人番号：7010801022805）　代表者　呉　慧玲
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都大田区中央1-11-17 （東京営業所）　東京都大田区大森西2-33-2　ﾆｭｰ恒容ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ5F
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　230日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
（６）違反行為の概要	令和2年1月20日、令和2年2月12日及び令和2年2月13日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　23点 当該事業者の累積点数　23点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年6月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和3年6月8日
（２）事業者の氏名又は名称	スマイニー観光株式会社（法人番号：8012701014229）　代表者　中野　陽介
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都東村山市秋津町3-3-46 （本社営業所）東京都東村山市野口町2-30-7
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　130日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和2年10月5日及び令和2年10月13日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)運賃料金変更事前届出違反（道路運送法第9条の2第1項）、(2)疾病のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第5項）、(3)点呼の記録義務違反（運輸規則第24条第5項）、(4)乗務等の記録の記録事項不備（運輸規則第25条第2項）、(5)運行記録計による記録義務違反（運輸規則第26条第1項）、(6)運転者に対する指導監督等義務違反（運輸規則第38条第1項）、(7)定期点検整備等の未実施（運輸規則第45条）
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　13点 当該事業者の累積点数　13点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）